

特定基地局開設料制度について

○ 周波数の経済的価値を踏まえた割当手続

- 5G等の電気通信業務用の周波数の割当て（開設計画の認定）に当たり、従来の比較審査項目（カバー率、MVNO促進等）に、周波数の経済的価値を踏まえて申請者が申し出る周波数の評価額を追加して、総合的に審査することができるよう規定を整備。
- 認定を受けた事業者は申し出た金額（特定基地局開設料）を国庫に納付することとし、特定基地局開設料の収入はSociety 5.0の実現に資する施策に充てる。
- 特定基地局開設料制度の創設を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出し、令和元年5月10日に成立。
- 令和3年4月の1.7GHz（東名阪以外）の周波数の割当てに当たり、初めて適用した。
- 令和4年4～5月頃を予定している2.3GHzの周波数割当てにおいても、特定基地局開設料制度による周波数割当てを着実に実施。**

比較審査項目

見直し後	
エリア展開	○点
サービス	○点
周波数の経済的価値	○点
指定済周波数等	○点
合計	○点

申請者は周波数を利用して得られる将来の収益の割引現在価値等に基づき経済的価値を評価

※従来と同様、合計点の高い者に割り当てる。

割当てを受けた者は、申し出た額（特定基地局開設料）を国庫に納付

※特定基地局開設料は、認定の期間中、毎年度、一定額を納付。令和3年4月の1.7GHz東名阪以外バンド認定により、今後7年間、年額67億円が納付される（初年度分は**既に納付済**）。

- Society5.0の実現に資する施策に充当
- ①電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備促進
 - ②当該ネットワーク上に流通する情報の活用による高付加価値の創出促進
 - ③当該高付加価値の活用による社会的諸課題の解決促進

※特定基地局開設料の用途は法定。

基本的な考え方

デジタル田園都市国家構想を実現するため、都市と地方での一体的な5G整備が期待される
⇒ 条件不利地域や、現に5G基地局の整備が遅れている地域での整備を評価する指標が重要

① 絶対審査 (主な項目)

1 エリア展開

- 全ての都道府県に開設する計画

2 設備

- 設置場所確保、設備調達、設置工事体制確保に関する計画
- 設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画

3 周波数の経済的価値

- 特定基地局開設料が24億円/年※以上

※ 有識者による研究会において、諸外国の5Gオークションの結果を参照した、標準的な金額(48億円/年)を算出。当該標準的な金額を著しく下回る金額。

4 その他

- 既存事業者へ事業譲渡しない
- ダイナミック共用に伴う電波停波の際に携帯電話サービスを維持する計画

等

② 比較審査 (主な項目)

1 エリア展開

- 全国での開設数がより多い
- 条件不利地域※の開設数がより多い
- 5G基地局整備が遅れている地域の開設数がより多い

※ 過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯の地域

2 高度化

- SA (スタンドアロン) 構成※の5G特定基地局の割合がより大きい

※ 5Gの特長を最大限発揮できる方式

3 周波数の経済的価値

- 特定基地局開設料の金額がより大きい

4 技術

- 停波せずに帯域幅を切り替えることができる技術の開発・導入、国際標準化の計画の有無

等

周波数の割当て